

総務政策委員会会議録

招 集

令和7年7月8日（火）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（９名）

(委員長) 塚 田 佳 充 (副委員長) 安 達 卓 是

岩 崎 康 朗 大 下 哲 治 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文

土 光 均 戸 田 隆 次 森 田 悟 史

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】 藤岡部長 松本防災安全監

「防災安全課」 山花課長 角主査兼地域安全担当課長補佐 山本地域安全担当係長

【選挙管理委員会】松竹事務局長 吉持局長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松田調整官

傍聽者

稲田議員　今城議員　岡田議員　門脇議員　田村議員　津田議員　錦織議員

西野議員 又野議員 松田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者 0 人 一般 0 人

審査事件及び結果

議案第 65 号 米子市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について [原案可決]

議案第 67 号 財産の取得について [原案可決]

~~~~~

午後 1 時 6 分 開会

○塚田委員長 ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案第2件について、審査をいたします。

議案第 65 号、米子市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松竹選挙管理委員会事務局長。

○松竹選挙管理委員会事務局長 議案第65号について、御説明申し上げます。

改正理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により選挙長等の費用弁償の額が引き上げられたことに伴い、本市における選挙長等の報酬の上限額の引上げを行うものでございます。改正内容といたしましては、選挙長以下選挙立会人、投票所の投票立会人、開票立会人、期日前投票所の投票管理者、期日前投票所の投票立会人の報酬の額を1,200円から1,500円引き上げようとするものでござ

ざいます。以上でございます。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 6月4日以後ということで、公布施行できている分になるんですけど、現在ちょうど参議院選挙でして、その分につきましては米子市の場合はこういった取扱いになるのでしょうか。

**○塚田委員長** 松竹選挙管理委員会事務局長。

**○松竹選挙管理委員会事務局長** このたびの参議院選挙からこちらの報酬の額を適用させていただく予定です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 法施行はわかるんですけど、条例が本日これが可決見込みっていう場合は、米子市の場合はこれは6月4日から国から通知が来てるんでこの分を対応しますよという形で、7月3日からの分もこちらで対応されるっていうことでしょうか。

**○塚田委員長** 松竹選挙管理委員会事務局長。

**○松竹選挙管理委員会事務局長** 議員のおっしゃられるとおりでございます。

**○塚田委員長** 藤岡総務部長。

**○藤岡総務部長** 今回、追加議案で提案をさせていただいております。議決をもってこの条例が確定いたしますので、そうしますと直近の選挙ですけど、7月20日の予定がございますので、こちらにつきましては、議会で議決いただいた後の選挙になりますので、この金額で実施をすることになるということでございます。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** すいません。細かいところで申し訳ないんですけど、投票日当日は理解いたしました。こちら期日前の投票はすでに始まっておりまして、そちらのほうもすでに対応があるのかなというふうに思うんですけど、この辺りは投開票日当日にその方が対応されることなので、条例可決した場合ですけど、可決後であればそのまま対応できるということでしょうか。

**○塚田委員長** 藤岡総務部長。

**○藤岡総務部長** 先ほどの説明にちょっと不足がございまして、資料にございますように施行期日は公布の日でございますので、期日前の現在実行しているものについてもこちらの金額で対象となるものでございます。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

**○安達委員** 今経過まで聞いたんですが、今日、最終日ですよ。米子市議会。その日にこの案件が出てくるというのはもう少し早く、先ほど国からの通知とか手続があったと思うんですが、公示が7月3日でしたっけ。今回の参議院選挙。そういった日程を見通し立てておいて、今日の最終日提案ということになるのが、最大の、手続の最善を尽くした形になるんですか。ちょっとわかりづらいんですが。

**○塚田委員長** 吉持選挙管理委員会事務局長補佐。

**○吉持選挙管理委員会事務局長補佐** 今委員が言われるとおり、国から県を通してですけども、連絡があったのが遅かったです。それで、その当初の議案上程に間に合わない状

況だったので、申し訳ございませんけども、最終日の提案というふうにさせていただいたところでは。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第65号、米子市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、財産取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 議案第67号、財産取得について説明いたします。

現在、夜見分団に配備している消防ポンプ自動車のほうが22年経過し、車両の老朽化及び機能低下が著しい状況でございます。そのことで更新整備を進めておりまして、令和7年6月17日に消防自動車購入の入札を実施した結果、有限会社岩谷ポンプ米子営業所様が3,025万円で落札されたことに伴いましてこの取得についてお諮りするものでございます。説明は以上になります。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 この消防車を運転できる免許というか、こういったものが必要なんですか。つまり大型小型云々のことがあると思うのでこれはどういう免許で運転できるものなのか。

○塚田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 現状は、普通免許で運転ができるという状況となっております。以上です。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第 67 号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○塚田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 16 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務政策委員長          塚 田 佳 充